

# あたごふれあい人権文化センターだより 2024年11月1日発行

発行:あたごふれあい人権文化センター

住所:〒682-0846

鳥取県倉吉市鴨河内 1818-2 :0858-28-5440(FAX 兼)

E-Mail : atago@ncn-k.net

あたごふれあい人権文化センターだより「心ゆたかに」

に関するご意見・ご要望をお寄せください。

## 児童虐待は重大な人権侵害

こども家庭庁では、毎年11月に「秋のこどもまんなか月間」の取組の一つとして、「オレンジリボン・児 童虐待防止推進キャンペーン」を実施し、家庭や学校、地域等の社会全般にわたり、児童虐待問題に対す る深い関心と理解を得ることができるよう、広報・啓発活動に集中的に取り組んでいます。

## |児童虐待とは?

児童虐待とは、子どもを守るべき保護者(親や親に代わる養育者)が、子どもの心や身体を傷つけ、健 やかな成長や人格の形成に重大な影響を与える行為で、以下の4タイプに分類されますが、いくつかのタ イプの虐待が複合して起こることが多いと言われます。

身体的虐待	殴る、蹴る、たたく、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、首を絞める、縄などにより一室に拘束する など
性的虐待	性器などをさわろうとする、子どもに性的行為を求める、性的行為を見せる、性的な写真の被写体にする など
ネグレクト	病院につれていかない、食事を与えない、置き去りにする、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する など
心理的虐待	「生まれてこなければよかった」など、言葉の暴力、きょうだい間の差別、無視する、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう(面前DV) など

児童虐待は、子どもに多大な悪影響を及ぼします。虐待を受けた子どもは、心の傷や行動の乱れを抱 え、成長後に精神疾患を発症するリスクが高まります。保護者からの愛情不足により、学校で反抗的な態 度やわがまま、極端な甘えなどのサインを発します。

## 児童虐待のサイン -こどもに見られるサイン-

- ・説明できない不自然なアザや火傷のあと ・家に帰りたがらない
- がある
- ・夜遅くまでひとりで遊んでいる
- ・衣服や身体がいつも汚れている 急にやせた
- ・親を避けている

・表情が乏しい

・親がいなくなると急に表情が晴れやかになる

・落ち着きがなく、乱暴

・拒食、過食、むさぼるように食べるなどの異常 な食行動 など

また、虐待をしている保護者にも、子どもへの暴力や無視、孤立などのサインが見られます。例えば、次 のような特徴が見られ、複数の項目に該当したり、頻繁に見られたりする場合には児童虐待の可能性を 疑い、適切な支援につなげる必要があります。 (裏面につづく)

#### 差別落書きは重大な人権侵害です!

※差別発言に遭遇した場合や差別落書きを発見した場合、また悩みごと、生活に困って いることなど、人権政策課または最寄りの人権文化センターへご相談ください。

人権政策課

TEL 0858-22-8130

あたごふれあい人権文化センター

TEL 0858-28-5440



#### 児童虐待のサイン - 保護者に見られるサイン-

- ・家の中や外が散らかっていて、不衛生
- ・近隣からの苦情や悪い噂が多い
- ・近所との交流がなく孤立している
- ・子どもの健康や安全を考えない
- ・子どもを置いて外出している
- ・人前で子どもを厳しく叱る・たたく など

### ▌ 子どもが持っている権利

「子どもの権利条約」(「児童の権利に関する条約」の通称です。)は、世界中のすべての子どもが持つ権利を定めています。この条約は、子どもが虐待から保護される権利を明確に示しており、児童虐待は子どもの権利の重大な侵害であると位置付けています。

子どもの権利条約の基本的な考え方は、次の4つの原則で表されます。それぞれ、条文に書かれている権利であるとともに、あらゆる子どもの権利を考える上での指針となっています。

子どもの権利条約の4つの原則

- ・差別の禁止(差別のないこと)
- ・子どもの最善の利益(子どもにとって最もよいこと)
- ・生命、生存及び発達に対する権利 (命を守られ成長できること)
- ・子どもの意見の尊重 (子どもが意味のある参加ができること)

子どもの権利条約の4つの原則は、全ての子どもが平等に扱われ、安全に暮らすことができるようにするための、世界共通の約束のようなものです。

### |児童虐待防止のために

児童虐待を防ぐためには、社会全体で子どもたちの権利を守る意識を高め、以下のことが重要です。

◆ 早期発見 : 虐待のサインに気づき、早期に発見すること。

◆ 相談体制の強化 : 虐待に関する相談窓口を充実させ、相談しやすい環境づくりを進めること。

◆ 加害者の支援 : 加害者に対する支援を行い、再発防止に努めること。

◆ 子どもへの支援 : 虐待を受けた子どもに対する支援を強化し、子どもが安心して暮らせる環

境を整えること。

児童虐待は、子どもの権利を根本から否定する行為です。子どもたちが健やかに成長できる社会を実現するためには、私たち一人ひとりが、児童虐待の問題に関心を持ち、子どもたちの権利を守るために積極的に行動することが大切です。

もし、虐待に気づいたり、虐待を受けていると感じたりした場合は、一人で悩まずに、すぐに誰かに相談してください。



## あれって虐待かもと思ったら

児童相談所虐待対応ダイヤル「189」(いちはやく)

すこしでも虐待の可能性を感じたら、迷わず電話してください。 あなたの通告で救われる命があります。



こども家庭庁 児童虐待防止 性進特設サイト

## 11 月のあたごふれあいサロン

日 時 : 11月22日(金) 13:30~

内 容 : きめこみパッチワークでつくる「干支の壁掛け」(15 cm角)

参加費: 1,700円(額付き)、1,200円(絵柄のみ)

準備するもの:はさみ、目打ち、メガネ(必要な方)

※参加される方は、11月8日(金)までに、

あたごふれあい人権文化センター(**☆**28-5440)へお申し込みください。

